

第1回こども計画策定委員会 議事録

日時 令和6年7月17日（水）13:30～15:00

会場 秋田県議会棟 大会議室

◆出席者

《委員》 笈川正典委員、大石淑子委員、大友潤一委員、大屋みはる委員、草薨友愛委員、小泉ひろみ委員、武田正廣委員、田中真理子委員、本田正博委員、山崎純委員、山名裕子委員 11 名

《県》 あきた未来創造部 仲村次長、次世代・女性活躍支援課 糯田課長、地域・家庭福祉課 内田課長、保健・疾病対策課 六澤課長、教育庁幼保推進課 新号課長、義務教育課 大嶋チームリーダー 高校教育課 久慈課長、特別支援教育課 熊谷課長、生涯学習課 古屋課長 保健体育課 野中課長

1 開会

2 挨拶 仲村あきた未来創造部次長

3 議題

（1）議題（1）「委員長、副委員長の選任について」

委員長 山名 裕子 委員

副委員長 笈川 正典 委員

（2）議題（2）「秋田県こども計画の策定について」

議題（3）子ども、子育て当事者、若者に対するアンケート結果等について

資料1から資料3に基づき説明（事務局（次世代・女性活躍支援課））

（3）議題（4） 意見交換

◎山名部委員長

事務局から資料1から資料3までについて説明があったが、それに関して、御意見等あれば伺いたいと思う。

○本田委員

先に資料2の骨子案の前に伺いたいんですが、様々な調査をされてきているこのアンケートの項目っていうのは、これは全国共通なんですか。秋田県独自のものなんですか。

●次世代・女性活躍支援課

アンケートの項目は秋田県で考えたものになっております。

○本田委員

なるほど、ありがとうございます。そうするとこれを読み解いて、この骨子案の中にある具体的な施策の中でも、幅がありますけれども、今現在も取り組んでるところ、各種団体、協会さんね、もう取り組んでるものもたくさんあると思いますがそこに、何ていうんでしょうか、ある程度こう優先順位をつけて、やっていくっていう考えなのでしょうか。それともまず1つ1つ施策を洗い出していったって、そこをさらに具体的にこういうふうに落とし込んでいくっていうところまでこの計画を持っていくものなのかっていうのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

●次世代・女性活躍支援 稲田課長

アンケートの結果につきましては施策に活かすということは当然ですが、現在行っている施策を、まずは見直しつつ、まだ足りない部分があれば、その辺を追加していくということを皆さんに諮っていきたいと思っております。

○大屋委員

今、資料2のページ目の骨子案の左側のところで、区分を設定するっていう言葉がありますが、資料2の、2ページ目の左側のところに、緑の箱のすぐ下です。子どもの誕生から幼児期まで等、学童期思春期と青年期の区分を設定する、区分を設定するっていうのは、切れ目なくって言うてきているのと、整合性はとれているのかということと、もう1つ、こども基本法でいう、すべての子ども若者っていう全てのっていう、この2ページ目の一番上にも全てのって言うてますよね。すると、大人になるまで支援していきますよっていうのがこども基本法にあるんですけども、この2ページ目で言うている青年期っていうのが、その大人になるまでっていうものを全部含まれているものなんでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

今のご質問に関してですけれども、施策そのものについては、生まれたときから、大人になるまでということで、施策を講じていくことにしておりますが、この区分というのは、あくまでも発達段階、それぞれに応じてということにしております。

大屋委員がおっしゃられた通り青年期の部分については、その方が大人になるまでの支援策を、施策として位置づけることになってます。

○大屋委員

その大人になるというところですが、その個性や特徴により、大人という状態を、私たちはどう考えていくのでしょうか。例えば発達障害のある方でゆっくりした発達を遂げておられる方たちとかね。何かの障害のある方などで、20代で仕事に就くのはいろいろト

ラブル起きたりする。社会と本人の特徴との折り合いをつけるにはもう少し時間が必要で、30代過ぎぐらいまで支援させていただく事で変化していくかたが、ある程度の割合でいらっしゃるんです。そういった方達はここに含まれてくるものなのかなんでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

こども基本法におきまして、子どもの定義、皆様の方の参考資料の1でお配りしているかと思いますが、そちらの方のこども基本法、ご覧になっていただきますと第2条のところの第1項に、子どもとは、心身の発達の過程にあるものをいうということで、年齢で特に区分はしてごさいません。我々としてもそこがなかなか難しいところでもありますけれども、ある一定程度のところ、40歳までとは考えておりますけれども、なかなかそういった方、心身の発達の過程がまだ心身発達途中という方があれば、そういう方への支援策というのでも考えていかなければいけないと思っております。

○笈川委員

計画骨子案の中に、こども大綱の第4、ページで言うと35ページ以降に書かれている、児童の意見表明権に関する記載がちょっと見つけられなかったんですけれども。まさにこの意見表明権については、例えば福岡では子どもの意見表明支援センターのような機関を設置しております。別のNPO法人に業務委託してっていう形でありますけれども。子どもの意見をちゃんと聞くプロセスを大事にしようということで設置しているようですが、今回の秋田県の計画骨子案ではこの子どもの意見表明権を尊重していこうとお考えなのか、どこかに入っていればよろしいのか教えていただけないでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

子どもの意見表明につきましては、先程アンケート及びこれからのイベント等でお話を伺うということもありますけれども、今現在のところ、どちらかの団体に委託することではなくて、基本的にはインターネット等を活用しまして、直接意見を伺う、意見箱のような形で伺うような形を考えております。

○笈川委員

意見表明権については、マクロな例えばこういう政策があればいいなという子どもの民主主義的な意見を述べる機会だけでなく、例えば支援を要するような方が、どのようにこれから生きて生活していきたいか。というような、個別のですね、ミクロに自分がこれからどうやって生活していきたいか、親元に戻りたいか施設に行きたいかとそういった、意見を表明することができる場を設けていくっていうべきだというようなものが多分ここでの意見表明権だと思います。こども大綱にはそのようなことが記載されてることだと思うんですが、そういった施策については、今回の骨子案の中のどこかに入ってるんでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

今回の政策の中に、具体的なところとしては、子どもが基本、社会を構成する担い手として位置づけるということになってございますので、そういったものを大切にしながらもまずはどういった意見があるのか、現状、聞かなければいけないということで、特に社会的養護の子どもであるとか、そういった方の、なかなか意見を言いづらい方につきましては、様々な支援者の手助けをいただきながら、これから意見表明といいますか、意見聴取の仕方を考えていきたいと思っております。

◎山名委員長

意見表明権はすごく大切な話に私もなると思うので、具体的な施策として、位置づける方がいいなど、お話を聞いて思いました。なかなか難しいけれども大事にしたいところかと私も思います。

○笈川委員

こどもまんなか社会というからには、やっぱり子どもが自分から意見を発信できる、その土壌をできる限り整備してあげる。そういう意味では、別に福岡のように機関を設置することを直ちに求めるとかそういうことを申し上げるつもりは毛頭ないんですが、この機会にですね、個別にご検討いただけないかと、これは意見になります。よろしくお願いします。ぜひ検討させていただければと思います。

○山崎委員

意見交換ということで、私の方からの、大きく2つご意見させていただければと思います。まず資料3-2、この当事者の意見調査結果なんですけれども、やっぱりそうなんだなあというふうな感想を持ちました。仕事と子育てを両立できるための必要な環境について、80%の方が男性も女性も、子供の急病や行事等で気兼ねなく休める社会づくりが必要と答えていて、私もそう思うんですけれども、そういった機能でなく休める社会づくりだったとか、それから、父親の育児参加について、説明ありましたけれども、もっと父親の育児参加というのが推進できるように、女性の負担感が減っていくような施策を、今後ますます推進していただければなと思う。これがまず1点です。

それから、資料2の方の、計画の骨子案について、基本目標1に、ライフステージを通して多様な遊びや体験活躍できる機会づくりというのがうたわれております。子どもの権利の中に、国連の子どもの権利条約の第31条に、遊ぶ権利というのがあります。これは子どもが体や心を休めたり、ゆとりを持って、年齢に合った遊びやレクリエーション活動をしたり、文化や芸術に自由に参加できるようにしなければならないということです。

子育てにやさしい国として有名なフィンランドでは、学校での義務教育はもう7歳になる、8月から始まるそうです。他の国と比べて就学が少し遅いのは、その前の子ども時代を大切にしようという考え方だそうです。フィンランド人は、子どもがまだ小さい頃からいろいろなことを教え込んだり、机の上でも勉強することが良いことだと思っていない。

そういう意味からたくさん遊んで、子ども時代を過ごすことが大切で、教育に適切な時期が来たら、その時に学習を始める方がよい。そういう基本姿勢があるからです。保育園では楽しい活動が行われ、面白い事がたくさんあって、知的な刺激を受けられることができます。系統的なカリキュラムに基づいた教育は、7歳以上でよいと考えられているからだと思います。フィンランドにできて、秋田県でできないことはたくさんあると思いますけれども、子どもの遊ぶ権利を守ろうという啓発ができることだと思います。こども基本法ができて、より子どもの最善の利益を守る動きがあるのですから、10月は里親月間、11月は虐待防止月間があるように、提案ですけれども、ぜひ、子どもの遊ぶ権利月間を検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○大友委員

今の山崎委員のご意見の中で、フィンランドの話ありましたが、日本でも、小学校と保育園、幼稚園こども園との接続がかなりクローズアップされてまして、スタートカリキュラムっていうのが、小学校1年生で行われるために我々とかけ橋プログラムっていうのを前向きに考えようということで、日本全体として動いて、秋田でちょっと出遅れましたけど、秋田市、秋田県としても、今年度から力を入れてやっていこうということで、秋田、私は今秋田市の情報しかわからないんですけども、秋田市でもそのカリキュラムに向けてプログラムを作ろうということで、みんな動いてますので、山崎委員の意見も、世の中的には、日本としても、欧米に比べると二、三十年遅れてるのはご指摘の通りなんですけども、少しずつ日本もそういうふうになってきてるということは1つの知識として覚えておいていただければと思います。それから、今、ご丁寧にご説明いただいてありがとうございました。私ちょっと理解力が不足なんで2点ばかりご質問させていただければと思うんですが子どもたちのアンケートに対する答えの中で、こんなにその性別に対して回答をしない数が、多いっていうのにちょっとびっくりしてるのですが、それは何か理由あるのでしょうかというのが1点と、今これから作ろうとしてる秋田のこども計画ですけど、秋田はご存じの通り日本一少子化、高齢化が進んで人口の減少が著しい県なんですけど、行政の皆さんの中で、子どもたち若者が残って欲しいな、人口減を防ぎたいという、バックボーンがあつての計画を進めていこうと思ってらっしゃるのか、それとも今お話出ました子どもの権利や、社会に向けて羽ばたく力という意味で言うと、県外に出ていくのを止めるっていうことはなかなか難しいと思います。私も自分の子供を2人育てて今社会人になりましたが、やはり県外に就学したいと言われたときに、家庭の状況ですとか、経済的な理由ですとか、いろんなことを、例えば、経済的に難しいってなったとしても、それは子どもの希望権利であれば、借金してでも県外に出したいと思った方の人間なんで、秋田の人口減に歯止めかけるためにできればとは思いますが、親としてはなかなかこう言えないわけです。我々が今ここに集まって、何とか秋田に若者が残って欲しいそのために働く場所だとか、その場所だとか、子育てするためにお金がかからないとか、いろんな計画政策を、知恵を出し合って、今集まっているわけですけど、でも我々外に、秋田県外に行った経験があるからこそ、言えてるだけの話で、1回はやはり子どもたちが外に出たいって

う権利を主張したら、それを背中を押してあげるっていうのも、大人としての役目なんではないかなと思います。そういった意味で、どういう方向性でこの計画を作っていくのかとお考えになられてるのか。非常に抽象的な質問でお答え大変だと思うんですけど、そこをちょっとお聞きしたいなと思っております。

●次世代・女性活躍支援課

順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず男性の育児休業の関係につきましては、なかなか家庭だけで解決することは難しいと我々も理解しておりまして、先般、商工団体との、協議会の場におきまして企業側としても理解して欲しいということで、今般、男性の育児休業の時間を少し延ばして、女性の時間を減らすというような働きかけをお願いしたところです。また、男性自身への育児休業の意識づけにつきましては、当課の方でも事業を行っているところでございます。

2つ目の子どもの権利月間につきましては、いただいた意見を、委員会の中で、皆様でご議論させていただければと思っております。

次に大友委員からいただきました性別の関係につきましては、我々も深く分析はしておりますところではございませんけれども、秋田県におきましては多様性の関係の条例も制定しておりまして、最近は様々な方の意見があるようでございますので、そういった流れも一部あるのかなと思っております。

最後の人口減少との関連につきましては、こども基本法がいうところのこどもまんなかということです、子ども自身の考えを中心に考えさせていただきたいと思っております。ただ、我々県側のこれまでの施策としましては、ご自身の希望をかなえる、そしてその上で、秋田を選んでいただいたという方につきましては、できる支援策を講じていきたいというのが基本的なスタンスであると考えております。

○武田委員

説明いただいてなかなかまだ理解できていないところがあるのですが、1つ質問です。これまで私ども子ども・子育て会議に出ていたのですが、それが2つが1つになってということでしたけれども、一緒の計画になるということから言えば、何か当初、今の子育て支援法が出来てから、それに伴って子ども子育て会議ができて、その内容の審議する立場として関わってきましたが、今回、骨子だけ聞いてると離れてしまうように感じます。また内容が構想の中に含まれてるのかどうか、そちらの方は無くなってしまうのかというのが1つ質問です。

それから、この中で私ども先ほどの大友委員からもお話あったんですが、保育所とか幼稚園の方がそれぞれの法律のもとで、学校教育法とか、児童福祉法の中でやってるんですが、そういったことももちろん小学校・中学校とかの学校教育のことにも、この中では触れていませんが、それはもう完全にこの会議から外れたところで議論されればいいということで捉えてよろしいのかなということを教えていただきたいということです。

それから意見聴取をいろいろした時に、前の会議の時にちょっとお話ししたんですけど

も、現場から見てというかその「こどもまんなか」っていう時に、毎回同じようなこと言っ
て、申し訳ありませんが、長時間保育のことで言えば、子どもから考えた形ではなく子
育て当事者から考えているんじゃないか。ここで特に先ほどもお話あったんですけども、
子どもから意見を聴取するということなんですけれども、この間も申し上げたと思いますが、
この中で聴取したのは子どもと子育ての当事者ということになっていますが、先ほど
いただいた資料の、こども基本法の中の11条ですか、例えばどういう子どもまたは子ど
もを養育するもの、その他の関係者の意見ということがあるんですけども、是非とも例
えば幼児期の、子どもなんかは直接言えるわけではないのでそれを保護者に聞くと、子ど
もを中心というよりも子育て支援になってしまうので、そこら辺を関係者が子どもにとっ
てはということがいいのかっていうのも、意見の聴取の1つとしてとらえて欲しいなと
思いますので、検討をお願いしたいと思います。

●次世代・女性活躍支援課

まず最初にご質問いただいた件ですけど、子ども子育て会議の関係につきましてです。
この策定委員会につきましては今回の、こども計画を策定するために立ち上げたものでご
ざいます。先ほどの資料2の方のスケジュールのところにもありますけれども、子ども子
育て部会につきましては、今年度、要は3月までは継続をさせていただきたいと思っ
ておりまして、次年度以降、このこども計画につきましても進捗状況を管理しなければいけ
ないというのがありますので、その審議会の持ち方については、年度末まで、どういった形
にするのかということをお客さんの方にも諮りながら決定していきたいと思っております。

最後にいただきました意見聴衆の関係ですけども、前回の子ども・子育て部会のとき
に、武田委員からも、お話をいただいたところです。あくまでも保護者ではなくて、子ど
もたちを支援する立場の皆様からも、何らかの形で意見を伺いたいと思いますので、
その辺は各種の団体の皆さんにご相談をさせていただいて、支援者としての意見を我々の
方にお伝え願えればと思っております。

○武田委員

1つ関係したことなんですけど、このこども計画が、県と市町村でも行われていてその関
係県を考慮しながらということ先ほど、説明があったと思うんですけども、市町村の計画
と県の計画との関係はどのようになるんでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

県の方ではこういったこども計画を策定しますけれども市町村の方にも努力規定がさ
れております。ただ、我々の方で、令和5年度末の段階で市町村に聞いたところでは、何
らかの形でこども計画を策定するというのが、18市町村ほどありまして、7町村はま
だ未定というような回答になっておりました。

○武田委員

先ほどお話しした子ども・子育て会議だと市町村を調整する役目とか、いろんな役目があって県と、市町村で、違ったと思うんですけどもこれは今回は、そういった、関係性っていうか、県の計画と市町村の計画の関係はどのようになるのか。

●次世代・女性活躍支援課

市町村の方につきましては県の計画、国の計画もありますけれども、そちらを参考にしながら、策定していくという形の一致連携といいますか、協働といいますか、そういう形で策定していただくということになっております。

◎山名委員長

本日のご意見を踏まえ、事務局においてこども計画の骨子案を作成していただきたいと思えます。

(5) 議題(3) その他

特になし

(6) 閉会